

重要

平成31年3月19日

学 校 長

今後の部活動の運営の在り方について ～文科省による業務改善の視点から～

1 はじめに

学校における課題が複雑化・多様化する中において、質の高い教育を持続発展させるためには、**学校における働き方改革を着実に推進**していくことが必要不可欠となっている。

こうした中、文部科学省は、平成31年1月、学校における勤務時間管理に関して「**公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**」を策定し、県教育委員会においても、平成30年3月、「**学校における業務改善方針**」を策定し、**教師が担うべき業務の適正化**などを通じた「業務の簡素化」、管理職のマネジメント力の向上などによる「業務の効率化」、勤務時間管理の徹底を含めた「業務改善の意識化」の三つの方向性で学校における業務改善を推進することとした。

2 教職員の勤務状況について

(参考)

鹿児島県の教諭の平均的な勤務状況

(H30.6月長時間勤務要因分析調査結果より)

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
定められている勤務開始・終了時刻			8:15～16:45		
出勤・退勤時刻の平均	(平均年齢 43.0歳)	7:29～17:57	7:26～18:09	7:28～18:21	7:39～17:58
1日当たりの在校等時間		9 時間30分	9 時間48分	9 時間50分	9 時間22分
1年間当たりの有給休暇の平均取得日数		12.5日	11.5日	11.9日	13.2日

(1) 本校の状況（主に部活動顧問）について

ア 1月当たりの勤務時間（**約54時間**）

- ・ 月から金・・・8:15～19:00（1日当たり**約10時間**）×**5日**
- ・ 第2土曜日・・・13:00～17:00（**4時間**）
- ・ 土・日いずれか・・・約4時間（**4時間**）

※ 上記は、部活動終了後、退庁する場合であり、その後残務（明日の授業の準備や生徒指導等）がある場合は、**更に時間が増える。**

※ 教頭については、すべての教職員が退庁した後、施錠することから**更に時間が遅くなる。毎日20:00～20:30頃までとなる。**

3 求められる業務改善とは

本校は月、54時間で
今後、月9時間程度の削減が必要

- 《目標》 ○ 正規の勤務時間を超える勤務は月 45 時間以内
○ 教職員の 80%以上が「業務改善が進んでいる」と実感

○ 今後の部活動における活動に求められること

課題 4

中学校及び高等学校の教諭は、正規の勤務時間以外に部活動にける時間の割合が高い傾向にあることから、部活動に係る勤務状況を改善する必要がある。

重点取組 4

部活動に係る
勤務状況の改善

4 本校の部活動指導における業務改善について

(1) 部活動ガイドラインに沿った活動の徹底

- 平日 1 日、原則土、日いずれかを休養日とする。

※ 大会等で土・日活動した場合は、翌日月曜日を休みとする。

※ 平日は 2 時間程度、土、日は 3 時間程度の活動とする。

(2) リフレッシュデーの設定（平日は一斉に水曜日を休みとする）

毎週水曜日を「リフレッシュデー」と設定し、全部活動の休養日とする。

※ さらに①職朝カットし②作業カットにより約 50 分時間を生み出す。

※ 但し、中体連主催等の大会は除く。

<目的>

- 部活休養日で、顧問及び生徒の心身の健康を保つ。

- 普段できない教材研究や個別学習、生徒指導等の時間の確保

- ※ さらに普段できない教職員間の情報共有の時間とする。

- 毎週水曜日は定時退庁とし、教頭先生にもリフレッシュを

(3) リラク্সデーの設定

土・日大会等で活動した場合は、必ず月曜日を「リラク্সデー」として、生徒も顧問も休ませる。

5 部活動の活動費について（教職員の手当等について）

(1) 県が認める中体連主催等の大会引率について

勤務として引率することから、県の出張旅費として支給される。

※ 金額については、開催場所による。（旅費実費）

(2) それ以外の大会については、県費として原則支給されない。

※ 但し、PTAからの補助上限 1 万円は支給できる。

連盟主催等の大会引率について、1 回 1、000 円、10 回（計 1 万円）までは、請求すれば、部活動活動補助費として支給される。

※ 九州大会、全国大会出場の場合は、PTAから引率補助もある。

- (3) 各部活動の育成会（後援会費）からの補助
各部活動において検討をお願いします。
- (4) **土、日、祝**の部活動指導業務としての手当（**教員特殊業務手当**）
勤務外（土・日・祝日）等に部活動指導をした顧問には、部活動指導業務手当として（4時間以上の勤務）で**日額3、600円支給**
※ 但し、顧問の請求によって支払われる。
よって、毎週土、日いずれか勤務した顧問には、
 $3,600 \times 4 \text{回} = 14,400$ 円程度は活動費として支払われる。

6 今後の部活動の顧問の在り方について

部活動は、16：25（帰りの学活終了後）から16：45までが**勤務時間**である中で、その後の勤務時間外の活動の割合が大きい活動である。

つまり、勤務時間外は、顧問の判断で自主的活動を行うこととなっており、教職員の「勤務時間」の範囲を超えている。しかしながら、部活動は学校管理下で行われていることから、活動終了までは、学校長が承認（お願い）した形で行われている。だからと言って、部活動を「せよ」と命令できる業務では決してあるものではない。

働き方改革が進み、業務改善が進んで行く中で、部活動は、**受け持つ顧問の先生の思い**で（自分の時間や家族との時間などを割いて）行うものになってくる。（部活動を受け持ちたくてもできない諸事情がある先生もいるらっしゃることを理解ください。）

反面、**専門外の顧問**にとっては、部活動運営（主に生徒への専門的指導や部活動運営のへの保護者の理解等）について悩み、本業である学校における学級経営や教科指導にまで影響を及ぼすこともある。状況によっては、過度のストレスによって学校まで休まざるおえない状況に陥ることもあることも事実である。

このような状況を鑑み、今後の部活動の在り方や顧問の依頼については**育成会（保護者会）のご理解とご協力が必要不可欠**となります。

＜今後の流れ＞

- (1) 現部活動の顧問の先生に、次年度について希望も含め可能かどうかの確認をおこなう。
- (2) 可能であれば、継続をお願いします。
※ 但し、活動については部活動ガイドライン及び本校の活動規定の範囲内で、**顧問の活動計画によって行う**ものとする。
- (3) 可能でない場合は、その他の教職員への依頼を行う。
- (4) 受けていただいた場合は、前の顧問との引き継ぎをお願いします。
- (5) 顧問の受け手がない場合
※ 育成会長（保護者会長）との相談（話合い）となる。
- (6) 様々な方法で顧問の担い手をお願いしても、見つからない場合
ア 平日のみ活動の顧問（勤務としての活動の範囲内）

イ 土・日について原則活動は休みとし、各種大会については、**顧問が可能な範囲のみの参加**または顧問に代わる外部指導者または保護者でも構わない場合のみ参加でも構わない場合の**顧問**

ウ 通常は外部（外部指導者のもと）で活動し、中体連の大会のみ、引率者として参加するでも構わない場合の**顧問**。（連盟主催及びその他の試合には、顧問として参加しないとする「今ある部活動を」外部活動として移行していく。

ア、イ、ウの形のいずれかでできないかを再度依頼する。

※ 働き方改革及び業務改善を受け、これまでの部活動顧問の在り方とは、大きく変わる時期となった。（無理にお願いできない。）ということである。（**副顧問については原則として、主顧問が休みや出張等で学校不在の場合、顧問に代わって、平日の活動についての管理としている。但し、副顧問が主顧問との話合いのもと主体的に行うものについては、校長として制限するものではない。**）

＜ 参考：H30年度部活動顧問 ＞

中学校部活動顧問		
部 活 動	正 顧 問	副 顧 問
男 子 バ レ ー	大 坪	林
女 子 バ レ ー	泊	前 田
男 子 バ ス ケ	山 中	大 窪
女 子 バ ス ケ	仮 屋	上 之 園
男 子 ソ フ ト テ ニ ス	中 尾	小 松
女 子 ソ フ ト テ ニ ス	前 園	福 永
野 球	永 田	中村（飯隈）
サ ッ カ ー	木 原	竹 原
剣 道	南 田	坂 元
柔 道	鶴 田	馬 場
陸 上	米 澤	濱 田
水 泳	鮫 島	羽 生
吹 奏 楽	吉 岡	飯 隈
美 術 同 好 会	濱 田	川 嶋

平成31年3月19日

今後の部活動顧問の活動の在り方について

- 1 これまでどおり、平日1日、土・日いずれかを休む中で、顧問の方針（計画）に基づき、土・日も含め各種大会に出場する。
- 2 これまでどおり、平日1日、土・日いずれかを休む中で、なるべく土、日の大会は縮小し各種大会に出場する。
- 3 基本的に平日のみの活動を行い、中体連の大会を中心に試合等に参加する。
- 4 平日のみの活動で、中体連のみの試合に参加する。
- 5 休止（顧問が決まらない場合）
※ 上記5の場合は、該当部活動の保護者会長と相談し、今後の部活動の在り方について検討する。

○ 部活動停止及び休止について

ア 部活動生徒に問題行動等があった場合は、部活動顧問会での話し合いを受け、基本的にその該当する生徒のみを活動停止とする。（部活には参加させるが、別メニューとする。内省をより深める支援的な停止とする。）

イ 顧問と生徒との間にトラブル等が発生し、部活動運営に支障を来す状況になった場合は、活動を一時休止し、今後の活動の在り方について関係者を交えながら話し合いをもち、よりよい改善につなげていく。